

## 滋賀県環境審議会自然環境審議会議事録

日時：平成 24 年(2012 年)12 月 5 日(水)

10 時 00 分～12 時 00 分

場所：滋賀県庁北新館 4-C 会議

出席委員：12 名中 10 名出席

出席：松井部会長、岡田委員、生駒委員、亀田委員、菊池委員、佐山委員、  
須藤委員、西田委員、濱崎委員、平山委員

欠席：西野委員、松山委員

議題：

1. 「滋賀県カワウ特定鳥獣保護管理計画（第 2 次）」の策定について（諮問）
2. 第 11 次鳥獣保護事業計画の変更について（諮問）
3. 指定外来種の追加指定について（諮問）
4. 生息・生育地保護区の指定について（諮問）

議事概要

議題 1 「滋賀県カワウ特定鳥獣保護管理計画（第 2 次）」の策定について（諮問）

部会長：一つめの議題の「滋賀県カワウ特定鳥獣保護管理計画(第 2 次) の策定について」  
ですが、策定される第 2 次計画について当審議会に諮問され、部会の意見が求められてい  
ます。事務局からの説明の後、審議を行いたいと思います。事務局、説明願います。

事務局：(説明)

部会長：ただいま説明があったことについて、意見、質問いただきたい。

委員：概要の生息数の推移のグラフは、春に調査されたものか。

事務局：表は春期、裏は春期と秋期、5 月と 9 月の両方の調査について書いている。

委員：捕獲はいつやっていたのか。

事務局：捕獲については 5 月から 9 月である。

委員：平成 20 年度に増えたのは、20 年度に捕獲できなかったからと考えてよいか。

もちろんほかの要因もあるかもしれないが。

事務局：平成 20 年度はいろいろあって捕獲をやめた年である。それ以前でも春から秋にかけてそれほど増えてはいない。これは捕獲を行っていたため、減りはしなかったが、まずまずで収まっていた。ところが 20 年度は捕獲ができなかったため、ぐっと増えたことが解る。

委員：ただ、次の年の春は、割と落ち着いて、戻っているということは、捕獲の影響はあるもののどれほど生息数に効いているのか疑問があるのではないかと。

事務局：平成 21 年に戻ったといっても平成 18, 19 年の水準であって 3 万羽程度のかかなり多い数字である。

委員：ただ、取らなかったことによる悪影響は、翌年には繋がっていないのではないかと。

事務局：そのとおり。

委員：今までは大して効果はなかったが、平成 22 年度からはエアライフルを使って強く撃つようになった。それが効いているのか。

事務局：平成 22 年度は 2 万 5 千羽を超える過去最大の捕獲数で、春に飛来したものかなりの数を撃ったことと、エアライフルを導入したという 2 点が効いているのであって、エアライフルを使用すれば減るというものではない。

エアライフルを用いて成鳥を撃つなど一定の方針に基づき狩猟を始めたことが大きい。

委員：ちなみに 22 年度からそれを始めたということだが、短期的にだが 22 年春には生息数が一回減っているが。

委員：補足してよいか。平成 21 年度からカワウのシャープシューティング捕獲を始めている。

委員：それが効いて減っているのか。

委員：つじつまが合う。

平成 22 年秋期の増えている個体について補足すると、本編の P 4 に参考に載せている地図があるが、これは竹生島の幼鳥に足環をつけて、それがどこで確認されたかという図で

あるが、これで分かるように、カワウが全体に広がり、地域個体群はないのではないかと  
いうぐらい日本中がひとつの個体群になっている。

20年に増えた分は、正確には分からないが、かなりの数がある年がその年に生まれた幼鳥である。

基本的に竹生島に留まるのではなく遠くに行くので、おそらくこの増加分が県外に出て  
行った。

それが見られるのは愛知であり、きちんとした生息数調査はやっていないが、この20年  
で、愛知は万単位で増えているので、印を付けている訳ではないが、相当数が外に行っ  
たと考えられる。

委員：感想としては、いろんなことを考えつつ、対策がなされて、調査も続けるというこ  
とで大変素晴らしいと感じた。

対策がどれくらい効いているのかも、今後の調査としてつなげていけば非常によい。

あとは全国との連携みたいなことをどうやっていくのか。

委員：全体的にうまく書けているが、一点気になるのが、今後は個体数管理は、次のステ  
ージに遷っていく訳だが、個体数や生息状況のモニタリングの重要性がますます大きくな  
る。

ともすれば捕獲が難しくなる中で、予算の傾け方など難しくなる状況で、モニタリング  
の重要性が読み取れるように、概要版に明記できればいいが、個体数管理のその他必要な  
事項などに捕獲個体の情報収集と書かれているが、当然のことながら、個体数の確認や生  
息状況のモニタリングはしっかりやっていかないと、今後どこかの時点で、4千羽という目  
標に達した場合にどうするのかとか、詳しいことを細かく決めていかないといけない判断  
の場がやってくると思うので、捕獲ばかりをやって個体数のモニタリングがおろそかなっ  
ていると決められないので、より見えやすいように書いた方がよい。

事務局：1番の個体数管理の2つ目としてデータ収集と書いている。それは個体数調整とセ  
ットで、個体数調整後にこのデータを反映させないといけないということで書いている。

それと「その他必要な事項」にも、モニタリングの実施を書いている。

委員：個体数調整とモニタリングがセットであり、それがあからできているのだとい  
うことを説明して欲しい。

もう一点、気になるのがP38を見ているとエアライフルが一人歩きしように思う。

現実に他府県で、エアライフルを使えばいいんだと勘違いして、失敗している事例も1  
つ2つ出ているときいている。

カワウのシャープシューティングというコンセプトそのものが良かったのであって、エ  
アライフルを使えばよいというのではないし、道具ではなくて、散弾銃でもシャープシュ

ーティングはできるのであって、滋賀県は、初めてカワウの個体数調整に取り組んだ事例で、それなりの成功を収めているので、他府県が参考にするという面も意識して、他所でうっかり間違っただけで失敗するという事のないよう「ショットガンをエアライフルに持ち替えることがシャープシューティングではない。」と記載できればいいかな。

無理ならいいが若干心配である。滋賀県は全国の模範となるような県であるので。

事務局：この部分は何度も書き直し、意識したつもりである。もし提案があれば言って欲しい。

委員：エアライフルは、先ほどの概要の説明で、ちらっと口頭に出てきたので頭にあったが、この部分を読んだ時には、繁殖終期には散弾銃を使うなどきめ細やかにやっているなと感心したので、この表現はうまくいっているのではないかな。

部会長：

委員何かないか。我々素人はうまく使い分けているのかなと感じたが。

誰も反対する人はいないと思うが。

この4千羽というのは、あまり被害がなかった頃のものということだが、ちゃんと調べられているのか。合っているのか。前の答申の時もそうだと思うが。

事務局：正直に言うと、滋賀県で何羽許容できるのかというのは非常に難しい。

4千羽いたころの時代はそれほど被害がなかったもので、とりあえずそこまでもって行き、それで状況を見ながら4千羽が正しかったのか判断したい。

委員から指摘があったように正確な生息数と捕獲数をフィードバックしていくべきと考える。

委員：カワウは、地域個体群はなく全国を飛び回っていると聞いたが、滋賀県が4千羽とした場合に、周りの県が増えて、先ほど愛知が増えているなどと聞いたが、滋賀県としては4千羽だけれども、それでOKとはならないのではないかな。

事務局：カワウは行動範囲が広いので、滋賀県だけでは、どうすべきかと書けない部分がある。

今回は滋賀県の特定期間であるので、全国をどうしようかというところまでは書けない。

ただ、中部近畿や関西広域と連携を取りながらという記述はしている。

また、滋賀県で追払って他所に撒き散らせばよいという考えではない。

部会長：委員に尋ねるが、他所に追払えば、そこに定着し同じような問題を引き起こすこ

とはあるのか。

委員：定着している事例もあるし、4年ぐらいいなくてまた竹生島に戻った事例もある。

部会長：カワウの寿命は何年ぐらいか。

委員：確か10年以上はある。飼育下で16から20年のものもあったと思う。野性でも15年のものがあったと思う。

部会長：まあ他の県で問題があったら、同じようにやってもらいより仕方ないだろう。

全体の羽数をどうするかなどは環境省などで考えてもらいより仕方ないだろう。

事務局：カワウの被害の捉え方は割とばらばらである。

たとえば愛知県では天然記念物に指定されており、糞を採取してそれがお金になっていたということもあり、あまり捕獲すること自体に熱心に取り組んでもらえない。

川ならアユなどいろいろいるが、海で小魚を食べている分には被害として考えられない。

都道府県によって取組の熱意が違っている。

滋賀県では、琵琶湖、河川において漁業被害がかなり大きなものになっていることで、これだけ熱心な取り組みになっている。

部会長：漁業被害との関係で、外来種、オオクチバスとカワウとその他がどの程度の漁業被害を及ぼしたか研究されているのか。

事務局：委員の研究によると季節により食べているものが違う。アユを食べやすい時期、5月から8月、落ちアユまで含めると9月ぐらいまではかなりアユを食べている。それでアユがいなくなって冬になると外来種が多く食べられているという事例がある。

部会長：じゃあ、いいこともしている。

事務局：さすがに外来種対策としてそれほど大きな効果があるかは疑問である。それよりは養殖の放流したアユの方が動きが鈍くて採り易いと聞いている。天然の方が手こずるようで、量的にはそちらの方が多くなっている。

部局長：他の委員さんないでしょうか。

委員：先ほど全国の話もあったので、環境省の取組を言うと、ここでは近畿と中部と徳島

も含めて、広域協議会で広域保護管理指針を策定して、みんなで情報共有して、連携して取り組むことを目指しているが、それと同じようなことを関東でも広域協議会を設けて、やっている。いまでは中国の方でもカワウの問題が出てきて、中国と四国、九州も入るかもしれないが、そういった枠組みを考えている動きがある。

そういった中でカワウが全国のどこまで動いていくのか、今のところは東の方のコロニーと西の方のコロニーに分けられるのではないかと考えて、そういう体制をとっている。

また、そうではないという知見が得られれば、全国的な管理ということも考えられるかもしれないが、関東の状況とこちら関西の状況は違うので、その地域にあった取り組みを考えていかざるを得ない。

いずれにしても、最大のコロニーを持つ滋賀県の取組は最も効果的で重要であると思う。環境省としても滋賀県の取組には協力していかなければならないと考えている。

部会長：ありがとうございます。そのほか何かあるか。

委員：この前のカワウの協議会でも、いろいろ言ったので、重複するので控えるが、やはり4千羽に対する考え方や時代背景がどんどん変わると思う。漁業者とカワウとの関係、4千羽、それともう一つは、河川など限られた領域に対して広域。

滋賀県全体の人がかワウを撃て、撃て、と言っている訳ではなくて、漁業被害が発生する部分において、問題が顕在化している。そのことと県民の感情とどうバランスを取るのか、それがその年代において4千羽が適当であるかどうか、ここを常に、いつも念頭に置いて進めなければならないと、場があるごとをお願いしている。

部会長：これは、答申を出したところで、また見直しということが絶えずあると思うので、県民がどう考えているのかというコンセンサスを得るような調査をしたがどうか分からないが、そういったものがあれば酌んでいきたいと思う。

それでは案について修正しろという意見はなかったと思うが、よければ、これで答申したいと思うが、よろしいか。

はい、ありがとうございます。それでは案のとおり答申したいと思います。

事務局：ありがとうございます。

## 議題2 第11次鳥獣保護事業計画の変更について（諮問）

部会長：それでは、次の議題に移りたいと思います。

次の議題は「指定外来種の追加指定について」、事務局から説明をお願いします。

事務局：(説明)

部会長：この抜粋の1番目の被害発生地域、地域という中に、採食地はいいと思うが、コロニーとかねぐらというのは、地域でいいのか。何もつけなくていいのか。

委員：周辺とかそういうことか。

部会長：コロニーとかねぐらが、地域ということになるかと思うので。

事務局：地域といことなので、コロニー・ねぐら周辺ということにさせていただきます。

部会長：一番最後もこれまでの実情を反映したということで、特にこれまでやってなかったことということではないということか。

事務局：はい。実際行っている時期を反映した形になっている。

委員：資料3-2の2ページ目に予察表が出ているが、この種類をみていると未だにこういう感じなのかなというのがある。

一番わかりやすいところからいくと、真ん中あたりに、ダイサギ、コサギ、アオサギと白鷺の類が書いてあるが、その白鷺は滋賀県全体のイメージから言うと、過去の10分の1とか、極端に言うと100分の1を切るようなそういう状態である。被害が出る話ではなく、確実に保護する側にまわっており、特に真ん中のコサギについては、この表から外して欲しいという状況である。我々鳥の関係者が調べている範疇では、チュウサギよりも数段コサギの方が減ってしまって、絶滅のレッドデータに載せようかという状況になっている。従ってこの表からはずしていただきたいと思う。

それから、スズメの被害があるが、被害がでるほどスズメがいないので、これも未だにスズメ=害鳥というイメージですかということである。

それから一番上のカラスのところなのだが、県内に生息するカラスについては、個体数で言えばこれに匹敵する以上に、ミヤマガラスが秋に渡ってきて、大群を作って水田地帯に生息している。そもそもみんなが種類を見分けられてないという問題はあるが、真っ黒な群れになって水田地帯に密集しているのは、みんなミヤマガラスである。ここでいう水稲や麦、野菜、豆等々は田んぼの被害である。そうすると、秋口はミヤマガラスが圧倒的に被害らしき行為を行っていることになる。

ただ、生活環境については圧倒的にハシブトガラスが、街中のゴミをあさったりしている。その辺の使い分けを何か考えられないかな。

これから先に除かれる際には、そういう実態であると理解いただきたい。

部会長：そうすれば、カラス類の中にミヤマガラスを入れることになれば、3ページ目のところの防除方法の検討云々の中にも、入れる必要があるか。

委員：逆に実態がわかっていない。農山村からどういう苦情が出て、どういう被害が出て捕獲をしているかという実態がわからない。

委員：猟友会に依頼されて有害鳥獣駆除に出ているが、スズメとカラスについても有害駆除許可がおりて従事している。

カラスの被害というのは、田植えをしていたときに、稲を踏んでしまうので、田植えの時期に追い払いを兼ねて猟友会が出動するというのがある。

水稲は、実ってしまうとスズメが食べる数はしれているが、まだ固まるまでのやわらかい時にスズメが汁を吸うという被害が多いので、駆除してほしいという要請があつて出ていることもある。その点だけ報告しておきたいと思う。

部会長：予察表の元になっているのは、毎年何か調べて出ているのか。

サギの問題、まだレッドデータには載っていないよね。

委員：チュウサギだけは載っている。でも、チュウサギよりもコサギの方が数段少ない。

事務局：この計画は24年4月に策定しているのだが、昨年度に検討され、関係者等の聞き取りを行った上での表になっているので、どこまで変更できるか・・・今回はカワウの方の計画策定に伴うものを想定しているもので、この会議の中で外したりというのが可能かどうか・・・。

今回はカワウの変更に伴う、修正だけを考えているので、今回はその部分にとどめたいなという思いを持っている。ただ、今いただいた意見は非常に貴重な意見なので、抜粋版ではなく計画全体にどう及ぶかその辺の検討もさせてほしいので、この部分については一回持ち帰って、どの部分をどういうふうに見直すかというのを、改めて検討するというのでどうか。

委員：少なくとも被害に対する駆除の話が来た時には、コサギを外してほしいというのは考えてほしい。

部会長：主にコサギについて検討していただいて、コサギをここから省くなり留めるなり、またその理由についてお聞かせいただけますか。



委員：アオサギの被害が水稻というのはどうかと思う。アオサギについては魚の養殖場などそういったところの被害の方が大きいんじゃないかと思う。また、これも一回チェックしていただきたい。

部会長：アオサギについても、被害のところにアオサギのものを加えていただくということで。

とりあえずそのようなところで、全体としては問題はないと思うので、それでは案の修正が必要ということで、修正については答申案に反映させた上で、知事に答申したいと思う。答申案の文案につきましては、私に一任するか、意見をもらってメールなりで聞いて了承いただきたいと思うが、それでよいか。

ありがとうございます。それでは、案の修正は議長一任とさせていただきたいと思います。

### 議題3 指定外来種の追加指定について（諮問）

部会長：それでは、次の議題に移りたいと思います。

次の議題は「指定外来種の指定について」、事務局から説明をお願いします。

事務局：（説明）

部会長：カワリヌマエビ属の1種の学名は、spp.ではなく、sp.である。また字体も修正をお願いしたい。

委員：指定については賛成。運用にあたっては、在来種と形態が似ている場合、きちんと区別できるように周知や説明を行うことが重要である。

委員：指定には異存はないが、現実論として、ペットショップで別名で売られているミナミヌマエビを具体的にどのように規制していくのかなど、運用面の工夫が必要である。

また、今回指定の二種はいずれも水槽の水草が由来であり、水草を琵琶湖に入れないという本質的な問題の普及啓発を同時に進めていく必要があると思う。

部会長：水草を入れることを規制することは難しいが、水草を入れない普及啓発をあわせて進めていただきたい。

委員：当初の指定外来種指定の資料の中で、タイリクバラタナゴの慈善的放流の意味は？

部会長：バラタナゴの保護増殖を図るために、在来種のニッポンバラタナゴではなく、手に入りやすいタイリクバラタナゴを放流してしまうケースが実際にあり、そのことを意味している。

事務局：この資料について公開する場合は、表現方法をわかりやすく修正したい。

部会長：指定外来種の追加指定については、原案どおりとしてよろしいか。

各委員：異議なし

#### 議題4 生息・生育地保護区の指定について（諮問）

部会長：それでは、最後の議題に移りたいと思います。

議題は「生息・生育地保護区の指定について」、事務局から説明をお願いします。

事務局：（説明）

委員：他の保護区は、保全する団体がそれぞれいらっしゃると思うが、当保護区は、地元の方や団体などによって保全される体制はあるのか。

事務局：佐波江自治会が以前より精力的に保全活動をされている。このため、指定にあたっての環境管理の指針の中に佐波江自治会を明記したい。

委員：本来、行政よりも地元のかかわりが重要なので、よろしくお取り計らいいただきたい。

委員：地元の方が砂浜を維持管理する行為は大切なことであるが、それが許可されなくなるなどの支障は発生するのか？例えば、タケが侵入した場合は伐採する必要もある。

事務局：タケが侵入した場合の伐採も含めて、地元の方が砂浜を維持管理する行為が許可されないなどの支障が出ることはない。

委員：現在ハマゴウは衰退していないのか。海浜植物は、砂が動くなどの攪乱が必要なも

のが多く、これまでに、保護しようとして衰退している事例を見たことがある。

部会長：保護区に指定された場合、その後の生育・生息状況のモニタリングが必要である。

委員：写真によるとハマゴウの横にマツがあるが、例えばマツの日陰になった場合ハマゴウは衰退することが考えられるので、伐採も含めた維持管理行為は必要である。

委員：これまでに指定した生息・生育地保護区について、地元の方々の思いや、現場の状況は把握されているのか？私も現地を見せてもらったが、きちんと守られている場所もあるが、2～3カ所については地元の方が苦情をおっしゃっている場所も見受けられる。

部会長：次年度の生きもの総合調査委員会で、生息・生育地保護区指定後の生息・生育状況や、保全状況、地元の方々の状況等のモニタリングをテーマにしていきたい。

事務局：生息・生育地保護区指定の際は地元のご意見を伺っているが、指定後は十分に聞くことができていない。今後専門家と一緒に生息・生育地保護区を回るなどのモニタリングをしていきたい。

部会長：佐波江湖岸動植物生息・生育地保護区の指定については、原案どおりとしてよろしいか。

各委員：異議なし